

平成 2 1 年度事業計画

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

1 . 基 本 方 針

公益法人改革が昨年 1 2 月 1 日に施行され、以後 5 年の間に新しい公益法人又は一般社団法人への移行の手続きを行う必要があります。

全公連の移行タイムテーブル(案)によると各協会は公益社団への移行認定を念頭に対処されたいとしており、平成 2 2 年の各協会総会において移行関係の議案の議決を得て同年 1 1 月に移行申請、翌年 4 月に移行認定の完了と提示されております。

当協会におきましても意志決定後、新法人へ移行するためのさまざまなケースを十分把握した上で情報収集を行い、協会、社員にとって最も理想的でスムーズな運営を致します。

また業務開発については、昨年に引き続き関係官公署へ積極的に働きかけ十分な理解が得られるように最大限の努力を致します。

2 . 総 務 関 係

- (1) 特例民法法人からの移行準備
- (2) 理事会、正副理事長会議の開催
- (3) 全公連の総会、理事長会議、研修会への出席
- (4) 中公連の総会、理事長会議、研修会への出席
- (5) 各支所における社員研修会の開催
- (6) 法務局との協議会
- (7) 本会との協議会
- (8) ホームページをリニューアルして更なる充実を図る

3 . 経 理 関 係

新法人移行に対応するための会計処理の確立

4 . 業 務 関 係

- (1) 2 0 年度の事業実績は協会を取り巻く厳しい状況のなか、予算は下回ったものの昨年度、一昨年度とほぼ同様の実績となったが今年度こそ更なる業績の拡大を図る
 - (2) 岡山市中区湊地区の基準点の設置作業の実施
 - (3) 本会事業の登記基準点の設置作業に協力し実施する
- 上記(2)(3)を含めた社会貢献を目的とした公共事業の模索